

「IP防犯ネット」情報 Vol.109

～質屋を仮装したヤミ金融事犯について～

平成25年5月30日
石川県警察本部
生活安全企画課

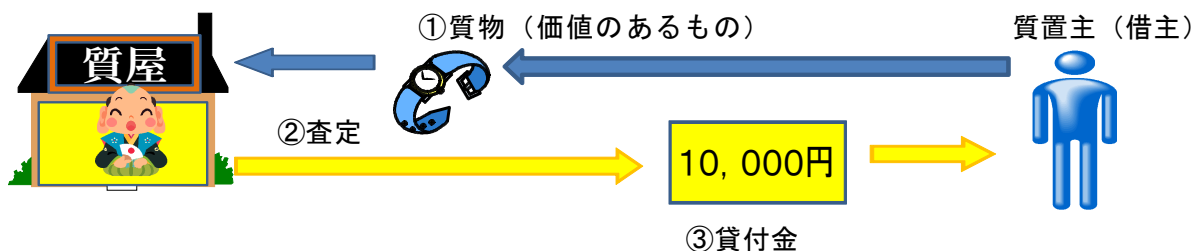
1 はじめに

質屋を仮装したヤミ金融（いわゆる「偽装質屋」）事犯は、年金受給者である高齢者等を狙い撃ちにする悪質な犯罪です。昨年2月以降、愛知、大分、鹿児島、群馬で被疑者を検挙しており、**本日も福岡で被疑者4名を検挙したところです。**

では、「質屋」と「偽装質屋」は何が違うのか…。そもそも質物って？ 質置主って？ 流質って？？？ 質札って？？？？

質屋（営業）と「偽装質屋」の特徴等について紹介します。

2 質屋



質屋は、お金を借りたい**質置主**（借主）から、担保として物品を預かり（**質物**）、3ヶ月以上の期限（**流質期限**）を定めて、月々の金利を設定し、その契約内容を記載した書面（**質札**）とともに、**質物の価値と釣り合う金額**を質置主に貸し付けます。

質置主が貸付金や利子を支払うのは自由で、支払わなかった場合、流質期限の到来と同時に、質物は質屋のものになります。これを**質流れ（又は流質）**といい、質流れした物品は、質屋が自由に売却等を行うことができます。

質屋は、質物の鑑定、保管、売却等について特別な経費がかかることやリスク負担等の特殊性があるので出資法の上限金利（年率20%）より高い**年率109.5%**の金利が認められています。

3 「偽装質屋」

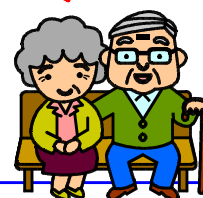


- 「質物は何でもいいよ！」
- 「年金口座の通帳を持ってきて！」
- 「お支払いは自動引き落とし！」
- 「お年寄りの方も申込OK、大歓迎！」
- 「貸付条件 信じてくれる方！」

質屋さんに行ってみようかしら！

急にお金が必要になったな

ちょっと待って！



「偽装質屋」とは、質屋ではなく実態は「**ヤミ金**」です。

「偽装質屋」は、質物の価値と釣り合う金額を貸すことはなく、質流れもさせないのですから質屋ではありません。

質屋でなければ金利は年率20%が上限ですが、「偽装質屋」はそれを超える金利を得ようとしています。

※ 「偽装質屋」と思ったら

石川県警察本部 警察安全相談室（076-225-9110）

又は

警察総合相談電話（#9110）

までご相談を！